

## 多摩市自治基本条例素案更新経過一覧

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12.1 追加送付)  第 86 号議案
市民自治基本条例	<u>自治基本条例</u>	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例
前 文						
<p>私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。</p> <p>私たち市民は、ここに集い、あるいはここに生まれ、暮らし、働き、学び、育ち、命を育み、命を終え、それぞれの歴史を刻んでいます。</p> <p>この大切な私たちのまちを、誰にとっても暮らしやすく、生きていて楽しいと感じることのできるまちにするために、私たち市民は、ともに力をあわせていかなければなりません。そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわっていくことが必要です。</p> <p>このことは、市民自治の原点であり、地方分権の流れの中で、これを確実なものとするのが求められています。</p> <p>私たちは、誰もが市民として誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、市民の自治が保障される地域社会の創</p>	<p>私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。</p> <p>私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史と文化を刻んでいます。</p> <p>私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって、発展してきた大切なこのまちを、次の世代に引き継ぐため、ともに力をあわせ、自ら築いていかなければなりません。</p> <p>このことは、自治の原点であり、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが求められています。</p> <p>このため、私たちは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、子どもから高齢者までの誰もが、市の自治に参画することによって、市の自治が推進され、公共の福祉が向上し、市民がいきいきとし、そ</p>	<p>私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。</p> <p>私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。</p> <p>私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって、発展してきた大切なこのまちを、次に、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。</p> <p>そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。</p> <p>このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに</p>	<p>私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。</p> <p>私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。</p> <p>私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。</p> <p>そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。</p> <p>このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに</p>	<p>私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。</p> <p>私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。</p> <p>私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。</p> <p>そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。</p> <p>このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに</p>	<p>私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。</p> <p>私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。</p> <p>私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。</p> <p>そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。</p> <p>このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに</p>	

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
造を目指し、ここに、多摩市市民自治基本条例を制定します。	れぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。	がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。	発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。	発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。	発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。	めざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。
第 1 章 総則	第 1 章 総則	第 1 章 総則	第 1 章 総則	第 1 章 総則	第 1 章 総則	第 1 章 総則
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、多摩市のまちづくりにおける、市民、議会、市の役割や責務を明らかにし市民自治の基本原則を定めることを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、多摩市(以下「市」という。)の自治の基本原則を定め、まちづくりの主体者である市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、公共の福祉を向上し、もって個性のある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、多摩市(以下「市」という。)の自治の基本原則を定め、まちづくりの主体者である市民並びに市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、もって個性のある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、<u>私たちのまちの自治の基本原則</u>を定め、<u>多摩市(以下「市」といいます。)</u>のまちづくりの主体者である市民並びに市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え、協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、もって個性のある地域社会の実現を図ることを目的と<u>し</u>ます。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、多摩市(以下「市」といいます。 )のまちづくりの主体者である市民並びに市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、<u>ともに考え協力し</u>、行動することにより、市民の福祉を向上し、もって個性のある地域社会の実現を図ることを目的と<u>し</u>ます。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、多摩市(以下「市」といいます。 )のまちづくりの主体者である市民並びに市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、<u>ともに考え協力し</u>、行動することにより、市民の福祉を向上し、もって個性のある地域社会の実現を図ることを目的と<u>し</u>ます。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、多摩市(以下「市」といいます。 )のまちづくりの主体者である市民並びに市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、<u>ともに考え協力し</u>、行動することにより、市民の福祉を向上し、もって個性のある地域社会の実現を図ることを目的と<u>し</u>ます。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この条例においての用語の定義は、次のとおりです。</p> <p>(1) 市民とは、多摩市に住み、働き、学ぶ全ての人のことをいいます。</p> <p>(2) 市民自治とは、主</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市の自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割に</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>市の自治</u> <u>市民並びに市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等を</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等を</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等を</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等を</p>

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版) 未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付) 第 86 号議案
<p>権者としての市民が主体的に地域課題等の解決に向けてともに考え行動することをいいます。</p> <p>(3) まちづくりとは、前文に掲げた理念を市民自治に基づき実現することをいいます。</p> <p>(4) 協働とは、多摩市を構成する個人や団体がそれぞれの果たすべき責務と役割を自覚し、相互に助け合い、協力することをいいます。</p> <p>(5) 参画とは、市が実施する施策や事業等の計画策定、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。</p>	<p>応じて、互いに連携し公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいう。</p> <p>(2) 市民 市内に居住する者、働く者、学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいう。</p> <p>(3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいう。</p> <p>(5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいう。</p>	<p><u>市民の意思に基づき、まちづくりの課題を自主的に解決し、豊かな地域社会を築いていくことをいう。</u></p> <p>(2) 市民 市内に居住する者、働く者、学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいう。</p> <p>(3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいう。</p> <p>(5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいう。</p>	<p>いいます。</p> <p>(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。</p> <p>(4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。</p>	<p>いいます。</p> <p>(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。</p> <p>(4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。</p>	<p>いいます。</p> <p>(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。</p> <p>(4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。</p>	<p>いいます。</p> <p>(2) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。</p> <p>(4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。</p>
第 2 章 基本原則	第 2 章 基本原則	第 2 章 基本原則	第 2 章 基本原則	第 2 章 基本原則	第 2 章 基本原則	第 2 章 基本原則
第 1 節 基本原則	第 1 節 基本原則	第 1 節 基本原則	第 1 節 基本原則	第 1 節 基本原則	第 1 節 基本原則	第 1 節 基本原則
<p>(基本原則)</p> <p>第 3 条 市民、議会、市は、この条例を多摩市の最高規範として、尊重する責務を負い、まちづくりの担い手としてそれぞれの立場</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第 3 条 市の自治は、市民の福祉を総合的に増進するとともに、市を発展させるものでなければならない。</p> <p>2 市の自治は、男女の個性</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第 3 条 市の自治は、市民の福祉を総合的に増進させるものでなければならない。</p> <p>2 市の自治は、<u>男女の性別</u></p>	<p>(基本原則)</p> <p>第 3 条 <u>私たちのまちの自治は、市民並びに市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割に応じて互いに連携し、市民の意思に基づきま</u></p>	<p>(基本原則)</p> <p>第 3 条 私たちのまちの自治は、市民並びに市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割に応じて互いに連携し、市民の意思に基づきま</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第 3 条 私たちのまちの自治は、市民並びに市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割に応じて互いに連携し、市民の意思に基づきま</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第 3 条 私たちのまちの自治は、市民並びに市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割に応じて互いに連携し、市民の意思に基づきま</p>

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版) 未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付) 第 86 号議案
<p>を理解し、協働しながら、市民自治を推進します。</p>	<p>と能力が十分に発揮され、推進されなければならない。</p> <p>3 市の自治は、それぞれの年齢にふさわしい参画により推進されなければならない。</p> <p>4 市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が、相互の理解及び信頼のもとで、推進されなければならない。</p> <p>5 市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が互いの情報を共有することを前提に推進されなければならない。</p> <p>6 市の自治は、市民の自主性・自立性が尊重され、推進されなければならない。</p>	<p>及び子どもから高齢者まで年齢にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重された上で、その個性及び能力が十分に発揮され、推進されなければならない。</p> <p>3 市の自治は、市民の年齢にふさわしい参画により推進されなければならない。</p> <p>4 市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が、相互の理解及び信頼のもとで、推進されなければならない。</p> <p>5 市の自治は、市民、市議会及び市の執行機関が互いの情報を共有することを前提に推進されなければならない。</p> <p>6 市の自治は、市民の自主性・自立性が尊重され、推進されなければならない。</p>	<p>ちづくりの課題を自主的に解決するとともに、豊かな地域社会を築いていくことを基本とし、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければならない。</p> <p>(1) 市民の福祉が総合的に増進されること。</p> <p>(2) 男女の性別及び子どもから高齢者までの年齢にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されたうえで、その個性及び能力が十分に発揮されること。</p> <p>(3) 市民の年齢にふさわしい参画ができること。</p> <p>(4) 市民、市議会及び市の執行機関が、相互の理解及び信頼のもとで、推進されること。</p> <p>(5) 市民、市議会及び市の執行機関が互いの情報を共有することを前提に行動すること。</p> <p>(6) 市民の自主性・自立性が尊重されること。</p>	<p>ちづくりの課題を自主的に解決するとともに、豊かな地域社会を築いていくことを基本とし、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければならない。</p> <p>(1) 市民の福祉が総合的に増進されること。</p> <p>(2) 男女の性別及び子どもから高齢者までの年齢にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されたうえで、その個性及び能力が十分に発揮されること。</p> <p>(3) 市民の自主性・自立性が尊重されること。</p> <p>(4) 市民の年齢にふさわしい参画ができること。</p> <p>(5) 市民、市議会及び市の執行機関が、相互の理解及び信頼のもとで、行動すること。</p> <p>(6) 市民、市議会及び市の執行機関が互いの情報を共有することを前提に行動すること。</p>	<p>ちづくりの課題を自主的に解決するとともに、豊かな地域社会を築いていくことを基本とし、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければならない。</p> <p>(1) 市民の福祉が総合的に増進されること。</p> <p>(2) 男女の性別及び子どもから高齢者までの年齢にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されたうえで、その個性及び能力が十分に発揮されること。</p> <p>(3) 市民の自主性・自立性が尊重されること。</p> <p>(4) 市民の年齢にふさわしい参画ができること。</p> <p>(5) 市民、市議会及び市の執行機関が、相互の理解及び信頼のもとで、行動すること。</p> <p>(6) 市民、市議会及び市の執行機関が互いの情報を共有することを前提に行動すること。</p>	<p>ちづくりの課題を自主的に解決するとともに、豊かな地域社会を築いていくことを基本とし、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければならない。</p> <p>(1) 市民の福祉が総合的に増進されること。</p> <p>(2) 男女の性別及び子どもから高齢者までの年齢にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されたうえで、その個性及び能力が十分に発揮されること。</p> <p>(3) 市民の自主性・自立性が尊重されること。</p> <p>(4) 市民の年齢にふさわしい参画ができること。</p> <p>(5) 市民、市議会及び市の執行機関が、相互の理解及び信頼のもとで、行動すること。</p> <p>(6) 市民、市議会及び市の執行機関が互いの情報を共有することを前提に行動すること。</p>
	<p>(条例の位置付け) 第 4 条 この条例は、市の自治の最も基本的な理念及び行動原則を定めるもの</p>	<p>(条例の位置付け) 第 4 条 この条例は、市の自治の最も基本的な理念及び行動原則を定めるもの</p>	<p>(条例の位置付け) 第 4 条 この条例は、<u>私たちのまちの自治について</u>、最も基本的な理念及び行動原</p>	<p>(条例の位置付け) 第 4 条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原</p>	<p>(条例の位置付け) 第 4 条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原</p>	<p>(条例の位置付け) 第 4 条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原</p>

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
	であり、市の総合的な規範となるものである。	であり、市の総合的な規範となるものである。	則を定めるものであり、市における総合的な規範となる <u>ものです。</u>	則を定めるものであり、市における総合的な規範となるものです。	則を定めるものであり、市における総合的な規範となるものです。	則を定めるものであり、市における総合的な規範となるものです。
第 2 節 市民の役割	第 2 節 市民の役割	第 2 節 市民の役割	第 2 節 市民の役割	第 2 節 市民の役割	第 2 節 市民の役割	第 2 節 市民の役割
(市民の権利) 第 4 条市民は、市民自治の主体であり、まちづくりをする権利を有します。 2 市民は、まちづくりの実践を積み重ねながら、市民自治を拡充します。 3 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりをする権利を有します。 4 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることはありません。	(市民の権利) 第 5 条 市民は、法令に定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利を有する。 2 市民は、市の自治に参画することができる。 3 市民は、市の自治に関し、自らの意見を表明又は提案することができる。 4 市民は、市の自治に関し、市の執行機関及び市議会の保有する情報を知ることができる。	(市民の権利) 第 5 条 市民は、法令の定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利を有する。 2 市民は、市の自治に参画することができる。 3 市民は、市の自治に関し、市の執行機関及び市議会の保有する情報を知ることができる。 4 市民は、市の自治に関し、自らの意見を表明又は提案することができる。	(市民の権利) 第 5 条 市民は、法令の定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利を有します。 2 市民は、 <u>まちづくりに参画することができます。</u> 3 市民は、 <u>まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。</u> 4 市民は、 <u>まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。</u>	(市民の権利) 第 5 条 市民は、法令の定めるところにより、行政サービスをひとしく受ける権利を有します。 2 市民は、まちづくりに参画することができます。 3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。 4 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。	(市民の権利) 第 5 条 市民は、まちづくりに参画する <u>権利を有します。</u> 2 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。 3 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。	(市民の権利) 第 5 条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。 2 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。 3 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。
(市民の義務) 第 5 条市民は、自主、自律的な市民の活動をお互いに尊重するとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。 2 市民は、その権利の行使にあたっては常に市民全体の公共の福祉、次世代への責務、多摩市の将来に配慮します。	(市民の義務) 第 6 条 市民は、第 3 条に定める基本原則に基づき、まちづくりの主体者としての役割を自覚し、市の自治の発展に努めなければならない。 2 市民は、法令の定めるところにより、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。 3 市民は、市の自治に参画	(市民の義務) 第 6 条 市民は、第 3 条に定める基本原則に基づき、まちづくりの主体者としての役割を自覚し、市の自治の推進に努めなければならない。 2 市民は、法令の定めるところにより、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。 3 市民は、参画するにあ	(市民の義務) 第 6 条 市民は、第 3 条に定める基本原則に基づき、まちづくりの主体者としての役割を自覚し、 <u>私たちのまちの自治の推進に努めなければならない。</u> 2 市民は、法令の定めるところにより、行政サービスに伴う負担を分かち合 <u>なければならない。</u> 3 市民は、 <u>参画するにあ</u>	(市民の義務) 第 6 条 市民は、第 3 条に定める基本原則に基づき、まちづくりの主体者としての役割を自覚し、 <u>私たちのまちの自治の推進に努めるもの</u> とします。 2 市民は、法令の定めるところにより、行政サービスに伴う負担を分かち合 <u>もの</u> とします。 3 市民は、 <u>参画するにあ</u>	(市民の義務) 第 6 条 市民は、 <u>まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つもの</u> とします。 2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとします。	(市民の義務) 第 6 条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとします。 2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとします。

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
	<p>するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>4 市民は、前条で定める権利の行使にあたって、公共の福祉、次世代への負担及び市の将来を考慮するとともに、これを濫用してはならない。</p>	<p>つては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>4 市民は、前条で定める権利の行使にあたって、<u>公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮しなければなら</u>ない。</p>	<p><u>つて自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</u></p> <p>4 市民は、前条で定める権利の行使にあたって、<u>公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮しなければなりません。</u></p>	<p><u>り自らの発言及び行動に責任を持つものとします。</u></p> <p>4 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に<u>配慮するものとします。</u></p>		
第 3 節 コミュニティの役割	第 3 節 コミュニティの役割	第 3 節 コミュニティの役割	第 3 節 コミュニティの役割	第 3 節 コミュニティの役割	第 3 節 コミュニティの役割	第 3 節 コミュニティの役割
<p>(コミュニティの役割)</p> <p>第 6 条 コミュニティとは、市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活をおくることを目的とし、自主的に結ばれた組織及び集団をいいます。</p> <p>2 市民は、まちづくりを多様に支えうる自主的、自律的なコミュニティの役割を認識し、尊重します。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第 7 条 コミュニティは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織及び団体をいう。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的、かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとする。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第 7 条 コミュニティは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に<u>組織された</u>団体をいう。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的、かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとする。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第 7 条 コミュニティは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に<u>組織された</u>団体をいいます。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を<u>尊重するものとします。</u></p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第 7 条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に<u>結ばれた組織を</u>いいます。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第 7 条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p>	<p>(コミュニティ)</p> <p>第 7 条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p>
			<p>第 4 節 市議会の設置</p> <p>(市議会の設置)</p> <p>第 8 条 市議会は、法令の定めるところにより、住民の<u>直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関</u>です。</p>			

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
第 4 節 議会の役割	第 4 節 市議会の役割	第 4 節 市議会の役割 (未更新)	第 5 節 市議会の役割	第 4 節 市議会の役割 参考	第 4 節 市議会の役割	第 4 節 市議会の役割
<p>(議会)</p> <p>第 7 条 市民の総意に基づき、多摩市に議事機関として議会を設置します。</p> <p>2 議会は、市民自治の役割を認識して、その構成する組織及び運営を定めます。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意思を反映するため、常に市が適正な行政運営を行っているかを監視するとともに、市民に対してそれを明らかにします。</p> <p>4 議会は、議事機関として、多摩市の重要な政策決定等を行います。</p> <p>5 議会は、議員が立法の活動を迅速に行えるように自律的な組織体制を整備します。</p> <p>6 議会は、市民と意見交換を十分に行い、立法過程から情報を共有します。</p> <p>7 議会は、公開とし、市民に開かれた場とします。</p>	<p>(市議会の権限)</p> <p>第 8 条 市議会は、法令に定めるところにより、住民の意思を代表し、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。</p> <p>2 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。</p>	<p>(市議会の権限)</p> <p>第 8 条 市議会は、法令に定めるところにより、住民の意思を代表し、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。</p> <p>2 市議会は、法令で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。</p>	<p>(市議会の権限)</p> <p>第 9 条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。</p> <p>2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限、市政に関する調査、国など関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。</p>	<p>(市議会の設置) 参考</p> <p>第 8 条 市議会は、法令の定めるところにより設置する住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関です。</p> <p>(市議会の権限) 参考</p> <p>第 9 条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。</p> <p>2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限、市政に関する調査、国など関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。</p>	<p>(市議会の設置)</p> <p>第 8 条 <u>住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。</u></p> <p>(市議会の権限)</p> <p>第 9 条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。</p> <p>2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限、市政に関する調査、国など関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。</p>	<p>(市議会の設置)</p> <p>第 8 条 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。</p> <p>(市議会の権限)</p> <p>第 9 条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。</p> <p>2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。</p>
	<p>(市議会の責務)</p> <p>第 9 条 市議会は、その権限を行使することにより、市の自治の発展及び公共の福祉の向上に努め</p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第 9 条 市議会は、その権限を行使することにより、市の自治の発展及び公共の福祉の向上に努めなけれ</p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第 10 条 市議会は、その権限を行使することにより、<u>市の自治の発展及び市民福祉の向上に努めなければな</u></p>	<p>(市議会の責務) 参考</p> <p>第 10 条 市議会は、その権限を行使することにより、<u>私たちのまちの自治の発展及び市民福祉の向上に努め</u></p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第 10 条 市議会は、その権限を行使することにより、<u>私たちのまちの自治の発展及び市民福祉の向上に努め</u></p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第 10 条 市議会は、その権限を行使することにより、<u>私たちのまちの自治の発展及び市民福祉の向上に努</u></p>

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12.1 追加送付)  第 86 号議案
	なければならない。	ばならない。	<u>りません。</u> 2 市議会は、情報を公開し、 <u>市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。</u>	なければなりません。 2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。	なければなりません。 2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。	めなければなりません。 2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。
			<u>(市議会議員の責務)</u> 第 11 条 市議会議員は、 <u>市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。</u> 2 市議会議員は、 <u>市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。</u>	(市議会議員の責務) 参考 第 11 条 市議会議員は、 <u>住民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。</u> 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。	(市議会議員の責務) 第 11 条 市議会議員は、 <u>市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。</u> 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。	市議会議員の責務) 第 11 条 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。
第 5 節 市の役割	第 5 節 市長の役割	第 5 節 市長の役割	第 6 節 市長の役割	第 5 節 市長の役割	第 5 節 市長の役割	第 5 節 市長の役割
	(市長の権限) 第 10 条 市長は、市を代表し、市の自治を発展させるとともに、公共の福祉を向上させるため、自らの政策を推進し、市を統括する権限を有する。	(市長の権限) 第 10 条 市長は、市を代表し、市の自治を発展させるとともに、 <u>市民の福祉</u> を向上させるため、自らの政策を推進し、市を統括する権限を有する。	(市長の権限) 第 12 条 市長は、市を代表し、 <u>私たちのまちの自治を充実発展</u> させるとともに、市民の福祉を向上させるため、自らの政策を推進し、市を統括する権限を有します。	(市長の権限) 第 12 条 市長は、市を代表し、私たちのまちの自治を充実発展させるとともに、市民の福祉を向上させるため、自らの政策を推進し、市を統括する権限を有します。	(市長の権限) 第 12 条 市長は、市を代表し、私たちのまちの自治を充実発展させるとともに、市民の福祉を向上させるため <u>の政策</u> を推進し、市を統括する権限を有します。	(市長の権限) 第 12 条 市長は、市を代表し、私たちのまちの自治を充実発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を統括する権限を有します。
(市の責務) 第 8 条 市は、市民の意思を取り入れ、市民参画を基本とし、総合的かつ迅速な行政運営を行います。 2 市は、重要な計画等を策定する場合、市民に複数の	(市長の責務) 第 11 条 市長は、第 3 条に定める基本原則に基づき、市の自治の発展及び公共の福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。	(市長の責務) 第 11 条 市長は、第 3 条に定める基本原則に基づき、市の自治の発展及び <u>市民の福祉</u> の向上に必要な施策を講じなければならない。	(市長の責務) 第 13 条 市長は、第 3 条に定める基本原則に基づき、 <u>自治の充実発展</u> 及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。 2 市長は、新たな行政課題	(市長の責務) 第 13 条 市長は、第 3 条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。 2 市長は、新たな行政課題	(市長の責務) 第 13 条 市長は、第 3 条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。 2 市長は、新たな行政課題	(市長の責務) 第 13 条 市長は、第 3 条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。 2 市長は、新たな行政課題



市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
<p>計画案を提示します。</p> <p>3 市は、市民に対して説明責任及び応答責任を果します。</p> <p>4 市は、市民の自主的、自律的な活動に対してその役割を理解し、必要に応じて支援、協働します。</p>	<p>2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければならない。</p>	<p>2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければならない。</p>	<p>等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。</p>	<p>等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。</p>	<p>等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。</p>	<p>等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。</p>
	第 6 節 市の執行体制	第 6 節 市の執行体制	第 7 節 市の執行体制	第 6 節 市の執行体制	第 6 節 市の執行体制	第 6 節 市の執行体制
<p>(市の体制)</p> <p>第 9 条 市民の信託に基づき、多摩市に市の代表者として、市長をおきます。</p> <p>2 市は、国・東京都との対等性の明確化を図り、多摩市のむまちづくりは、自己の判断と責任において、自ら定め、自ら処理します。</p> <p>3 市は、公正、公平で効率的な行政運営を行います。</p> <p>4 市職員は、その行使する権限が市民の信託に基づいていることを自覚し、公共の福祉の向上のため、その職務を誠実に果します。</p> <p>5 市は、市民との協働に必要な政策調整能力を備えた市職員の育成を行いません。</p>	<p>(市の自立)</p> <p>第 1 2 条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、それぞれの主体性を尊重し、市の自治の推進にあたっては、自らの判断と責任において、その権限を行使するものとする。</p> <p>2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、市の自治の発展に努めるものとする。</p> <p>(市の組織体制)</p> <p>第 1 3 条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、市の自</p>	<p>(市の自立)</p> <p>第 1 2 条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、それぞれの主体性を尊重し、市の自治の推進にあたっては、自らの判断と責任において、その権限を行使するものとする。</p> <p>2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、市の自治の推進に努めるものとする。</p> <p>(市の組織体制)</p> <p>第 1 3 条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、<u>市の自</u></p>	<p>(市の自立)</p> <p>第 1 4 条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、それぞれの主体性を尊重し、<u>まちづくりの推進にあたっては、自らの判断と責任において、その権限を行使するものとし</u>ます。</p> <p>2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、<u>まちづくりの推進に努めるものとし</u>ます。</p> <p>(市の組織体制)</p> <p>第 1 5 条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、<u>まちづ</u></p>	<p>(市の自立)</p> <p>第 1 4 条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、それぞれの主体性を尊重し、<u>まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとし</u>ます。</p> <p>2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、<u>まちづくりの推進に努めるものとし</u>ます。</p> <p>(市の組織体制)</p> <p>第 1 5 条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、<u>まちづ</u></p>	<p>(市の自立)</p> <p>第 1 4 条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、それぞれの主体性を尊重し、<u>まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとし</u>ます。</p> <p>2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、<u>まちづくりの推進に努めるものとし</u>ます。</p> <p>(市の組織体制)</p> <p>第 1 5 条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、<u>まちづ</u></p>	<p>(市の自立)</p> <p>第 1 4 条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、それぞれの主体性を尊重し、<u>まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとし</u>ます。</p> <p>2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、<u>まちづくりの推進に努めるものとし</u>ます。</p> <p>(市の組織体制)</p> <p>第 1 5 条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、<u>まちづ</u></p>

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12.1 追加送付)  第 86 号議案
	治の推進及び発展に必要な能力を有する職員の育成に努めなければならない。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならない。	治に必要な能力を有する職員の育成に努めなければならない。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならない。	<u>くりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。</u> 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。	くりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。	くりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。	くりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。
第 6 節 自治体間の連携 (自治体間の連携) 第 10 条 市民は、様々な取組みを通じて、市外の人々との連携を図り、知恵や意見をまちづくりに活用します。 2 市は、近隣自治体と情報の共有及び相互理解を図り、公共施設の相互利用など連携したまちづくりを推進します。 3 市は、自治の確立と発展が国際的に重要であることを認識し、国際交流及び連携に努めます。						
第 3 章 情報の共有 (情報共有の原則) 第 11 条 市民と市は、自らが考え行動するという市民自治の理念を実現するため、まちづくりに関する情報を共有します。 2 市民は、市のすべての情	第 3 章 情報の共有 (情報共有の原則) 第 14 条 市は、その保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければならない。	第 3 章 情報の共有 (情報共有の原則) 第 14 条 <u>市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければならない。</u>	第 3 章 情報の共有 (情報共有の原則) 第 16 条 <u>市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければならない。</u>	第 3 章 情報の共有 (情報共有の原則) 第 16 条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければならない。	第 3 章 情報の共有 (情報共有の原則) 第 16 条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければならない。	第 3 章 情報の共有 (情報共有の原則) 第 16 条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければならない。

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12.1 追加送付)  第 86 号議案
報について知る権利を有します。	2 市は、市民の参画及び協働にあたって、情報の格差が生じないように、必要な措置を講じなければならない。	2 <u>市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報の格差が生じないように、必要な措置を講じなければならない。</u>	2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報の格差が生じないように、必要な措置を講じなければなりません。	2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報の格差が生じないように、必要な措置を講じなければなりません。	2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、 <u>情報が共有されるよう</u> 、必要な措置を講じなければなりません。	2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければなりません。
(情報公開) 第 12 条 市は、市政に関して、市民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を公開します。 2 市は、情報共有のために総合的な情報公開制度の整備を推進します。 3 市が作成するすべての文書等は、市民にわかりやすい表現を用います。	(情報公開) 第 15 条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければならない。	(情報公開) 第 15 条 <u>市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければならない。</u>	(情報公開) 第 17 条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に <u>推進しなければなりません。</u>	(情報公開) 第 17 条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。	(情報公開) 第 17 条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。	(情報公開) 第 17 条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。
(説明・応答責任) 第 13 条 市は、市政の運営における公正の確保と透明性の向上をはかるため、行政上の意思決定について、説明責任を負いその内容及び過程を明らかにします。 2 市は、市民の意見、要望、苦情等の申し立てに対して、速やかに事実関係を調査し、それに対応します。	(個人情報の保護) 第 16 条 市は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を実現しなければならない。	(個人情報の保護) 第 16 条 <u>市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を実現しなければならない。</u>	(個人情報の保護) 第 18 条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を <u>実現しなければなりません。</u>	(個人情報の保護) 第 18 条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的人権を擁護し、 <u>信頼される市政を実現しなければなりません。</u>	(個人情報の保護) 第 18 条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的人権を擁護し、 <u>信頼される市政を実現しなければなりません。</u>	(個人情報の保護) 第 18 条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的人権を擁護し、 <u>信頼される市政を実現しなければなりません。</u>
(個人情報の保護) 第 14 条 市が、個人情報を収集するときは、利用目的	(説明責任・応答責任) 第 17 条 市は、市民に対し市政に関する事項を説明	(説明責任・応答責任) 第 17 条 <u>市の執行機関は、市民に対し市政に関する</u>	(説明・応答責任) 第 19 条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事	(説明・応答責任) 第 19 条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事	(説明・応答責任) 第 19 条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事	(説明・応答責任) 第 19 条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
<p>を明らかにします。</p> <p>2 市は、公表した利用目的以外に個人情報を利用することはできません。また、市民が個人情報を利用する際には、その個人の権利が侵害されないよう配慮します。</p> <p>3 市は、自己の個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障します。</p>	<p>する責務を果さなければならぬ。</p> <p>2 市は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとする。</p>	<p>事項を説明する責務を果さなければならぬ。</p> <p>2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとする。</p>	<p>項を説明する責務を果さなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、<u>応答する責任を負うものとし</u>ます。</p>	<p>項を説明する責務を果さなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、<u>応答する責任を負うものとし</u>ます。</p>	<p>項を説明する責務を果さなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、<u>応答する責任を負うものとし</u>ます。</p>	<p>項を説明する責務を果さなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、<u>応答する責任を負うものとし</u>ます。</p>
第 4 章 参画・協働	第 4 章 参画・協働	第 4 章 参画・協働	第 4 章 参画・協働	第 4 章 参画・協働	第 4 章 参画・協働	第 4 章 参画・協働
第 1 節 参画の基本原則	第 1 節 参画・協働の基本原則	第 1 節 参画・協働の基本原則	第 1 節 参画・協働の基本原則	第 1 節 参画・協働の基本原則	第 1 節 参画・協働の基本原則	第 1 節 参画・協働の基本原則
(参画の権利) 第 15 条 市民は、市の計画立案・策定・決定・実施・評価の各段階に参画する権利を有します。	(参画・協働の原則) 第 18 条 市民は、市の計画の策定、実施、評価の各段階に参画することができる。 2 市の執行機関は、第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければならない。	(参画・協働の原則) 第 18 条 市民は、 <u>市の執行機関における</u> 計画の策定、 <u>実施及び評価の各段階に</u> 参画することができる。 2 市の執行機関は、第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければならない。	(参画・協働の原則) 第 20 条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。 2 市の執行機関は、第 5 条第 2 項及び第 4 項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる <u>施策を講じなければなりません。</u>	(参画・協働の原則) 第 20 条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。 2 市の執行機関は、第 5 条第 2 項及び第 4 項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる <u>施策を講じなければなりません。</u>	(参画・協働の原則) 第 20 条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。 2 市の執行機関は、第 5 条第 1 項及び第 3 項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる <u>施策を講じなければなりません。</u>	(参画・協働の原則) 第 20 条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。 2 市の執行機関は、第 5 条第 1 項及び第 3 項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる <u>施策を講じなければなりません。</u>
	(参画に伴う市民の責務) 第 19 条 市民は、まちづくりの主体者として、参画に努めなければならない。	削除 第 6 条(市民の義務)の統合		削	除	
	(参画の保障) 第 20 条 市の執行機関は、	(参画の保障) 第 19 条 市の執行機関は、	(参画の保障) 第 21 条 市の執行機関は、	(参画の保障) 第 21 条 市の執行機関は、	(参画の保障) 第 21 条 市の執行機関は、	(参画の保障) 第 21 条 市の執行機関は、

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12.1 追加送付)  第 86 号議案
	市民の意見が市政に反映されるとともに、市民が市政に参画する機会が確保されるよう、多様な参画の制度を整備しなければならない。	市民の意見が市政に反映されるとともに、 <u>参画する機会が確保されるよう</u> 、多様な参画の制度を整備しなければならない。	市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が確保されるよう、多様な <u>参画制度を整備しなければなりません。</u>	市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。	市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。	市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければなりません。
第 2 節 計画策定への参画	第 2 節 参画の形態	第 2 節 参画の形態	第 2 節 参画の形態	第 2 節 参画の形態	第 2 節 参画の形態	第 2 節 参画の形態
	<p>(参画の形態)</p> <p>第 2 1 条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法をとるものとする。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) ワークショップ(一定の課題について集団で検討作業を行うこと)への参画</p> <p>(3) パブリックコメント(意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度)への意見表明</p> <p>(4) 公聴会等への参画</p> <p>(5) アンケート調査への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したとき</p>	<p>(参画の形態)</p> <p>第 2 0 条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる<u>ものうち事案に応じて必要な手法を用いるものとする。</u></p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) <u>一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)</u>への参画</p> <p>(3) <u>意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)</u>への意見表明</p> <p>(4) 公聴会等への参画</p> <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等</p>	<p>(参画の形態)</p> <p>第 2 2 条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画</p> <p>(3) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明</p> <p>(4) 公聴会等への参画</p> <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の</p>	<p>(参画の形態)</p> <p>第 2 2 条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) 公聴会等への参画</p> <p>(3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画</p> <p>(4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明</p> <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の</p>	<p>(参画の形態)</p> <p>第 2 2 条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) 公聴会等への参画</p> <p>(3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画</p> <p>(4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明</p> <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の</p>	<p>(参画の形態)</p> <p>第 2 2 条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <p>(1) 審議会、懇談会等への委員としての参画</p> <p>(2) 公聴会等への参画</p> <p>(3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画</p> <p>(4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明</p> <p>(5) アンケート調査等への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の</p>

<p>市民提言案 (H14.6.29 版)</p>	<p>行政素案 (H15.8.19 版)</p>	<p>行政素案 (H15.10.17 版)</p>	<p>行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿</p>	<p>行政素案 (H15.11.13 版)</p>	<p>行政素案 (H15.11.26 版)</p>	<p>条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案</p>
	<p>は、これを事前に公表しなければならない。</p>	<p>の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければならない。</p>	<p>取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。</p>	<p>取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。</p>	<p>取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。</p>	<p>取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。</p>
<p>(計画策定への参画) 第 16 条 市は、総合計画をはじめ重要な計画策定及び条例制定にあたっては市民の多様な参画を保障します。 2 市は、計画策定等に着手するときにその計画の概要、策定スケジュールとともに市民参画の手法を公表し、市民に意見を求めます。 3 市は、多様な参画手法を用意し、多くの人が参画できるように工夫します。 4 市は、計画策定等の進捗状況及び議事録等を公開します。 5 市は、計画策定等にあたって、その計画の対象者の参画を保障します。</p>	<p>(計画策定等への参画) 第 22 条 市の執行機関は、基本構想及び各施策の基本となる計画の策定等を行なうにあたって、前条第 1 項各号に定める方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとする。</p>	<p>(計画策定等への参画) 第 21 条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたって、前条第 1 項各号に定める方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとする。</p>	<p>(計画策定等への参画) 第 23 条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたって、前条第 1 項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとし<u>ま</u>す。</p>	<p>(計画策定等への参画) 第 23 条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第 1 項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとし<u>ま</u>す。</p>	<p>(計画策定等への参画) 第 23 条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第 1 項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとし<u>ま</u>す。</p>	<p>(計画策定等への参画) 第 23 条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第 1 項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとし<u>ま</u>す。</p>
<p>(予算策定への参画) 第 17 条 市民は、市が行う予算編成にあたって予算に関する提案をすることができます。市は、出された提案及び市の対応につ</p>						

<b>市民提言案</b> (H14.6.29 版)	<b>行政素案</b> (H15.8.19 版)	<b>行政素案</b> (H15.10.17 版)	<b>行政素案</b> (H15.10.30 版)  未定稿	<b>行政素案</b> (H15.11.13 版)	<b>行政素案</b> (H15.11.26 版)	<b>条例案</b> (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
<p>いて公開します。</p> <p>2 市は、市民が予算に関する理解を深めることができるように十分な情報提供に努めます。</p>						
<p>(審議会等への参画)</p> <p>第 18 条 市は、市政の重要課題に対し、市民と協働して解決するために、審議会等を設けることができます。</p> <p>2 審議会等の市民委員は公募を原則とし、市は選考結果とその理由を明らかにします。</p> <p>3 審議会等の委員の任期は、2 期を限度とします。</p> <p>4 市民委員の重複は、避けることとします。</p> <p>5 公募した市民委員の決定にあたっては、男女比、年齢構成、地域構成に配慮します。</p> <p>6 市は、会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、審議項目を事前に市民に知らせます。</p> <p>7 審議会等は、公開とし、会議録、資料等も公開します。</p>						
<p>(市民意見表明制度)</p> <p>第 19 条 市は、条例の制定</p>						

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
及び改正や廃止、政策策定時における中間と決定時に広く市民に意見を求めます。 2 市民は、市に対して具体的な提案を行うことができます。市は、市民からの提案を尊重します。						
(市民意見聴集制度) 第 20 条 市は、まちづくりの重要な課題について多摩市に住み、働き、学ぶ幅広い市民から意向を確認するため意見聴集制度を実施します。 2 市民、議会、市は、市民意見聴集の実施を提案することができます。 3 市は、市民意見聴集の目的、対象者、結果の扱いについては事前に明らかにします。						
第 3 節 実施への参画						
(実施への参画) 第 21 条 事業の実施にあたり市と市民は、協働し、市民力を活かした活動が図られるように努めます。 2 市は、地域の問題を解決するために、NPO(非営利活動団体)、コミュニティ、大学等と協働を進めます。	(事業実施における協働) 第 23 条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画が得られるとともに、市民の多様な知恵と活力が活かされるよう努めるものとする。 2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立	(事業実施における参画) 第 22 条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとする。 2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立	(事業実施における参画) 第 24 条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。 2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立	(事業実施における参画) 第 24 条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。 2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立	(事業実施における参画) 第 24 条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。 2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立	(事業実施における参画) 第 24 条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。 2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立



市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
	的に活動する各種団体等の自主性を尊重するものとする。	的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、 <u>協働を進めるものとする。</u>	的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、 <u>協働を進めるものとし</u> ます。	的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、 <u>協働を進めるものとし</u> ます。	的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、 <u>協働を進めるものとし</u> ます。	的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、 <u>協働を進めるものとし</u> ます。
第 4 節 評価への参画						
(政策・事業評価への参画) 第 2 2 条 市民は、市が行っている政策、事業に対し評価することができます。 2 市は、前項の評価を次の年度の予算編成に活かします。	(評価への参画) 第 2 4 条 市の執行機関は、実施した主要な事業について、その評価を公表するものとする。 2 市民は、市の行っている政策、事業に対し評価することができる。	(評価への参画) 第 2 3 条 市の執行機関は、 <u>実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとする。</u> <u>2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができる。</u> <u>3 市の執行機関は、前 2 項の評価を施策に反映するよう努めるものとする。</u>	(評価への参画) 第 2 5 条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとし <u>ま</u> す。 2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができ <u>ま</u> す。 3 市の執行機関は、前 2 項の評価を施策に反映するよう努めるものとし <u>ま</u> す。	(評価への参画) 第 2 5 条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとし <u>ま</u> す。 2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができ <u>ま</u> す。 3 市の執行機関は、前 2 項の評価を施策に反映するよう努めるものとし <u>ま</u> す。	(評価への参画) 第 2 5 条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとし <u>ま</u> す。 2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができ <u>ま</u> す。 3 市の執行機関は、前 2 項の評価を施策に反映するよう努めるものとし <u>ま</u> す。	(評価への参画) 第 2 5 条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとし <u>ま</u> す。 2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができ <u>ま</u> す。 3 市の執行機関は、前 2 項の評価を施策に反映するよう努めるものとし <u>ま</u> す。
第 5 節 参画の支援	第 3 節 参画の支援	第 3 節 参画の支援	第 3 節 参画への支援	第 3 節 参画への支援	第 3 節 参画への支援	第 3 節 参画への支援
(参加の支援) 第 2 3 条 市は、市民が参画する権利を行使しやすい環境を整備します。 2 市は、年度当初、その年度に行う予定の市民参画スケジュールを市民に知らせます。	(参画の支援) 第 2 5 条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなら <u>な</u> い。	(参画の支援) 第 2 4 条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなら <u>な</u> い。	(参画の支援) 第 2 6 条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなら <u>ま</u> せん。	(参画への支援) 第 2 6 条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなら <u>ま</u> せん。	(参画への支援) 第 2 6 条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなら <u>ま</u> せん。	(参画への支援) 第 2 6 条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなら <u>ま</u> せん。
第 5 章 住民投票	第 5 章 住民投票	第 5 章 住民投票	第 5 章 住民投票	第 5 章 住民投票	第 5 章 住民投票	第 5 条 住民投票
(住民投票) 第 2 4 条 市は、多摩市にかかわる重要事項について、	(住民投票) 第 2 6 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く	(住民投票) 第 2 5 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く	(住民投票) 第 2 7 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く	(住民投票) 第 2 7 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く	(住民投票) 第 2 7 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く	(住民投票) 第 2 7 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く

<p>市民提言案 (H14.6.29 版)</p>	<p>行政素案 (H15.8.19 版)</p>	<p>行政素案 (H15.10.17 版)</p>	<p>行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿</p>	<p>行政素案 (H15.11.13 版)</p>	<p>行政素案 (H15.11.26 版)</p>	<p>条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案</p>
<p>直接、住民(住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録された者を言います。以下この条において同じものとします。)の意思を確認するため住民による、住民投票制度を設けることができます。</p> <p>2 住民、議会、市は、住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民は、多摩市にとって重要と認める事項について有権者の50分の1の連署で、市長に、住民投票を発議することができます。市長は、住民の意思を尊重して取り扱います。</p> <p>4 住民投票を行うときは、市長は、住民投票の目的を事前に明らかにし、その結果を尊重します。</p> <p>5 住民投票に参画できる者の資格、その他必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。</p>	<p>市民の総意を把握するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を行う場合はそのつど、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとする。 (住民投票の発議・請求)</p> <p>第27条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。</p> <p>2 市議会議員は、法令に定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出することができる。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。</p>	<p>市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとする。 (住民投票の発議・請求)</p> <p>第26条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。</p> <p>2 市議会議員は、法令に定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出することができる。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令に定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。</p>	<p>市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとし、ます。 (住民投票の発議・請求)</p> <p>第28条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求</p>	<p>市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとし、ます。 (住民投票の発議・請求)</p> <p>第28条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求</p>	<p>市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとし、ます。 (住民投票の発議・請求)</p> <p>第28条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求</p>	<p>市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとし、ます。 (住民投票の発議・請求)</p> <p>第28条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求</p>

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
			することができます。	することができます。	することができます。	することができます。
第 6 章 推進機関の設置等	第 6 章 自治推進委員会の設置	第 6 章 自治推進委員会の設置	第 6 章 自治推進委員会の設置	第 6 章 自治推進委員会の設置等	第 6 章 自治推進委員会の設置	第 6 章 自治推進委員会の設置
<p>(市民自治推進委員会の設置)</p> <p>第 2 5 条 市は、この条例に沿った市民自治の推進に努めるため、市民自治推進委員会を設置します。</p> <p>2 市民自治推進委員会は、市民自治の実施状況を把握し、課題を明らかにし、市民自治の推進に努めることを目的とします。</p> <p>3 市民自治推進委員会の役割は、次のとおりとします。</p> <p>(1) この条例に沿った市民自治の推進</p> <p>(2) この条例に沿った検証及びその検証結果の公表</p> <p>(3) この条例の見直しの提案</p> <p>4 市民自治推進委員になる者の資格は、市民とします。</p> <p>5 市民自治推進委員会の定数は 10 人とし、委員の構成は市議会議員 2 人、市</p>	<p>(自治推進委員会の設置)</p> <p>第 2 8 条 市の自治の円滑な推進を図るとともに、市の自治に係る市民の権利を擁護するため、多摩市自治推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、市の自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。</p> <p>3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、市の自治の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。</p> <p>4 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(自治推進委員会の設置)</p> <p>第 2 7 条 市の自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、市の自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。</p> <p>4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならぬ。</p> <p>5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による 6 人以内の委員をもって構成する。</p> <p>6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>7 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び</p>	<p>(自治推進委員会の設置)</p> <p>第 2 9 条 市の自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、市の自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。</p> <p>4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。</p> <p>5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による 6 人以内の委員をもって構成します。</p> <p>6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営</p>	<p>(自治推進委員会の設置)</p> <p>第 2 9 条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。</p> <p>4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。</p> <p>5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による 6 人以内の委員をもって構成します。</p> <p>6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営</p>	<p>(自治推進委員会の設置)</p> <p>第 2 9 条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。</p> <p>4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。</p> <p>5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による 6 人以内の委員をもって構成します。</p> <p>6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営</p>	<p>(自治推進委員会の設置)</p> <p>第 2 9 条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。</p> <p>4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。</p> <p>5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による 6 人以内の委員をもって構成します。</p> <p>6 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営</p>

市民提言案 (H14.6.29 版)	行政素案 (H15.8.19 版)	行政素案 (H15.10.17 版)	行政素案 (H15.10.30 版)  未定稿	行政素案 (H15.11.13 版)	行政素案 (H15.11.26 版)	条例案 (H15.12..1 追加送付)  第 86 号議案
<p>民 6 人、市職員 2 人とします。</p> <p>6 市民自治推進委員の任期は、2 年とします。</p> <p>7 その他必要事項は、別に条例で定めます。</p>		<p>運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>が別に<u>定めます</u>。</p>	<p>に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>	<p>に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>	<p>に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>
<p>(救済機関)</p> <p>第 26 条 市民の権利侵害の救済を目的として、救済機関を設置します。</p> <p>2 前項で定める救済機関については、条例で定めます。</p>						
<p>第 7 章 条例の位置付け等 (条例の位置付け等)</p> <p>第 27 条 議会及び市は、この条例の内容に即して、各分野別の基本条例の制定を推進し、他の条例、規則その他の規程の整備をします。</p> <p>2 議会及び市は、既存の条例、規則その他の規程を、この条例に沿って改正します。</p> <p>3 議会及び市は、新たな条例、規則その他の規程を定めようとする場合には、この条例に定める事項を遵守します。</p>	<p>第 7 章 条例の見直し等 (条例の見直し)</p> <p>第 29 条 市長は、社会情勢の変化等により、市の自治を取り巻く環境が変化したと認めるときは、その時代にふさわしい条例とするため、見直しを行うものとする。</p>	<p>削 除</p> <p>削 除</p>				

<b>市民提言案</b> (H14.6.29 版)	<b>行政素案</b> (H15.8.19 版)	<b>行政素案</b> (H15.10.17 版)	<b>行政素案</b> (H15.10.30 版)  <b>未定稿</b>	<b>行政素案</b> (H15.11.13 版)	<b>行政素案</b> (H15.11.26 版)	<b>条例案</b> (H15.12..1 追加送付)  <b>第 86 号議案</b>
(委任) 第 28 条 この条例の施行に際し、必要な事項は別に定める。	(委任) 第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定める。	(委任) 第 28 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとする。	(委任) 第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。	(委任) 第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。	(委任) 第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。	(委任) 第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めるものとします。
附 則	附 則	附 則 この条例は、平成 年 月 日から施行する。	附 則 この条例は、平成 年 月 日から施行します。	附 則 <u>この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</u>	附 則 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。	附 則 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。